

平成23年度 9人制ルールの取り扱いについて

公益財団法人 日本バレーボール協会
国内事業本部 審判規則委員会

『平成23年度 9人制ルール取り扱い』について、3月26日の審判規則委員会合同会議において、平成22年度国内競技会の反省点から以下の点について重点を置き適用することを確認いたしました。

I 改・修正項目

1、罰則段階表の改正について

(1) 第25条第1項 軽度の不法な行為

競技参加者が、試合中にプレーへの牽制等軽度な不法な行為をしたときは、チームに警告をする。その試合中、そのチームが軽度の不法な行為を繰り返したときは、無作法な行為に該当するものとして罰則を適用する。

行為の 区 分	回 数	行為者	罰則 内容	提示すべ き カード	処置の仕方
無作法 な行為	1回目	いずれの 競技参加 者でも	反則	黄	相手チームに1点とサービス 権を与える。
	2回目	同一競技 参加者	退場	赤	そのセットの残りの間、ベンチ 等から退去させる。
	3回目	同一競技 参加者	失格	赤・黄 一緒に	その試合の残りの間、ベンチ 等から退去させる。
侮辱的 な行為	1回目	いずれの 競技参加 者でも	退場	赤	そのセットの残りの間、ベンチ 等から退去させる。
	2回目	同一競技 参加者	失格	赤・黄 一緒に	その試合の残りの間、ベンチ 等から退去させる。
暴力的 な行為	1回目	いずれの 競技参加 者でも	失格	赤・黄 一緒に	その試合の残りの間、ベンチ 等から退去させる。

(2) 公式記録記入法に、警告をしたときも記入する。

記載例：

適用した罰則等				不当な要求		チーム (A)	チーム (B)
警告	反則	退場	失格	セット	AB	得点	記載記号例
W				1	B	27.28	警告：W 遅延の罰則：D 競技者：(NO) 監督：C コーチ：AC マネージャー：M 部長：H
	3			3	B	9:8	
D				3	A	9.10	
D				3	B	16.17	
	D			3	A	18.16	

第1セット、A28対B27のとき、Bチームの5番が判定に抗議したので警告。

「警告」欄に「W」,「セット」欄に「1」,「AB」欄に「B」,「得点」欄に「27:28」と記入する。

II 重点項目

1、第21条第4項 オーバー・ネット

- (1) イン・プレー中、競技者がネット上を越えて相手コート内にあるボールに触れたときは、オーバー・ネットの反則とする。
- (2) オーバー・ネットの限界線は、ネット上端の白布のふくらみいっぱいまでとし、競技者の手とボールとの接触点で判断する。
- (3) 手または腕がボールに触れた後、相手コート内に出ても反則ではない。

(注)

オーバー・ネットを判定するときは、ボール1個分を目安にアタック側に視点を置き判定するようにする。

2、第6条第3項 サービス順の確認

- (1) 両チームの先発競技者は、試合(セット)開始前、サービス順にエンド・ラインに整列する。
- (2) サービス順の確認時に公式記録用紙に記載されたサービス順に入っていない競技者がいたときは、チームは記載されている競技者に戻さなければならない。ただし、その競技者を出場させたいときは、試合(セット)開始前であっても正規の競技者交代(第13条第1項)を要求し、その競技者をコートに入れることもできる。

(注)

- ① サービス順を確認するとき、控えの競技者をベンチ前で記録員からも見えるように整列させてから行う。
- ② サービス順に入っていない競技者がいたときは、その時点で上記の手続きを行い、その後、サービス順の確認をする。
- ③ サービス・オーダー票に記載されていない競技者を残したいときは、副審がエンド・ラインでサービス順の確認の際に、監督の要求があれば交代を認めることができる。交代する競技者に手を上げさせる。この場合、正規の競技者交代として公式記録用紙に記録する。

3、第13条第1項 正規の競技者交代

- (1) 競技者交代は、ラリー終了後、次のサービス許可の吹笛までに、監督またはゲーム・キャプテンが主審または副審にハンド・シグナルを示し、競技者の番号を告げて要求しなければならない。この場合のラリー終了とは、いずれかのチームが相手チームの反則により1点を得た場合をいう。
- (2) 競技者交代は、1セットに3回、3人を限度として同じ中断中に、複数を、または連続して要求することができる。同時に複数の競技者交代を要求するときは、監督またはゲーム・キャプテンはその数を示すものとし、この場合、交代は1組ずつ連続で行う。
- (3) 交代競技者は、交代の要求があったときはコートに入る準備をしていなければならない。交代競技者及び被交代競技者は、交代の要求が認められたときは速やかに記録席近くのサイド・ライン上で片方の手を上げ、副審の合図で交代する。
- (4) 競技者交代の要求が不当な要求として拒否されたり、試合の遅延となったときは、試合の再開後、一つのラリーがあった後でなければ、そのチームは再び競技者交代を要求することはできない。

(注)

- ① 監督またはゲーム・キャプテンは、主審または副審にハンド・シグナルを示し、競技者の番号を告げて要求しなければならない。
- ② 同時に複数の競技者交代を要求するときは、監督またはゲーム・キャプテンはその数を示すものとしているが、その数を示さなかった場合であっても、「連続して要求することができる」ところから、再度競技者交代の要求があったときはその交代は認められる。
- ③ 交代競技者は、交代の要求があったときはコートに入る準備をしていなければならない。したがって、競技者交代の要求後にトレーニングウェアなどを脱ぐような場合は、コートに入る準備ができていないため試合の遅延により処理する。
- ④ 競技者交代の要求の際、ウォーム・アップエリアから走ってくる場合、拒否や遅延の対象とはしないが、歩いてくるような場合は注意する。但し、繰り返された場合は遅延の対象となる。

4、第14条 不当な要求及びその処置

不当な要求は、主審または副審は拒否する。ただし、プレーに影響を及ぼしたり、同一試合中に同一チームの競技参加者が不当な要求を繰り返したときは、そのチームを試合の遅延（第24条）として処置する。

不当な要求は、下記の5項目である。

- ① 主審のサービス許可の吹笛と同時かその後の要求
- ② 第1サービスと第2サービスの間の要求
- ③ イン・プレー中の要求
- ④ 規定回数を超えた要求
- ⑤ 要求する権利のない競技参加者がした要求

5、第19条第3項 サービスの反則

次のいずれかに該当するときは、サービスの反則とする。

- (1) サービス順を誤ってサービスを開始したとき（サービス順の誤り）
- (2) サービスを2回続けて失敗したとき（ダブル・フォルト）

（注）

サービス順を誤ってサービスを開始したときの処置手順を再度確認する。

- ① 記録員は、誤ったサーバーが、サービスを開始したときに、ブザーで通告する。

※ サービスを開始する前に通告しない。（副審に間違っていることを話しかけない）

- ② 副審は、片方の手を上げて吹笛をして合図をし、ラリーを止める。
- ③ 副審は、記録員と誤ったサーバーと次のサーバーの番号を確認する。
- ④ 副審は、吹笛をして公式ハンド・シグナル⑫を示す。主審は、次にサービスするチーム側の腕を横にあげる。
- ⑤ 副審は、サービス順を誤ったチームのゲーム・キャプテンを呼んで、次のサーバーの番号を告げる。

6、第17条 特殊な事情による試合の中断と処置

次のような事情で試合を中断する必要があるときは、インプレー中でも直ちにプレーを停止し、ノーカウントとする。同日中に試合の再開が不可能なときは、試合は延期または中止とする。なお、これらの場合の試合の再開は、第10条第2項に定めるところによる。

- (1) 他のボールや、他のコートの競技者がコートに侵入し、プレーの妨げとなったとき。
- (2) 照明など設備や競技用具が破損または故障したとき。
- (3) 天候の異変、地震等やむを得ない事故が発生したとき。

(注)

- ① 「プレーの妨げになったとき」には、プレーの妨げとなる場合も含むものであり、例えば、サービスが打たれた後にレシーブチームにボールが侵入した場合などが該当する。プレーに妨げにならないところにボールが侵入した場合は、そのままプレーを継続する。
- ② サービスの吹笛後、サービスが打たれる前に、他のボールや他のコート競技者がコートに侵入したときは、片方の手を挙げて止める。(ノー・カウントにはしない)
- ③ 「ラリー終了」(第12条1、第13条第1項1)とは、どちらかのチームが得点を得る場合をいうこととする。したがって、ノー・カウントになった場合は得点を伴わないので、競技者交代及びタイム・アウトの要求はできない。

7、公式記録記入法

次のようなときは、特記欄に、セット/チーム(両チームの得点)/その内容の順に簡潔に記載する。

(1) サービス順の誤りで遡って得点を取り消したとき。

反/1/A(4:1) 6番のサービスを8番が打った。

※ 「遡って得点を取り消さない場合は、記載しない。

(2) 不法な競技者がプレーしたとき。

- セット没収したとき

セ没/2/B(16:12) 不法な競技者がプレーした。

- 試合没収したとき

ゲ没/2/B(16:12) 不法な競技者がプレーした。

(3) 競技者が負傷し、例外的な競技者交代または回復のタイム・アウトを認めたとき。

例競/1/A(13:14) No.7→No.8

(4) 特殊な事情による試合の中断で、試合再開が遅くなったとき、または試合が中止もしくは延期になったとき。

試合の中断/1/(4:6) 停電のため中断

(5) セットまたは試合の没収があったとき。

- セット没収した場合

セ没/2/B(16:12) 試合の続行を拒否した。

- 試合没収した場合

ゲ没/2/B(16:12) 試合の続行を拒否した。

(6) その他主審が特記欄に記入しておくことが必要と認めたとき。

以上